

4. 給水装置工事の申請

4.1 給水装置工事の申請

4.1.1 給水装置工事の 申込み

- 1 給水装置の新設、改造及び撤去工事をする場合は、給水装置工事申請書、設計図面（平面図、立面図）、その他必要関係書類（表 4.1-1 参照）を添付して、管理者に申込み、その承認を受けること。（条例第6条第1項）
- 2 給水装置工事申請書の設計図面（平面図、立面図）は、2部提出すること。

表 4.1-1 その他必要関係書類

書 類 名	添 付 図 書	内 容 及 び 部 数
小規模中高層建築物 直結直圧給水装置工事計画書	1 見取図（位置図） 2 給水計画概要書 3 給水装置構造図 各階給水装置平面図 給水装置立面図 4 水理計算書	2部
小規模中高層建築物 直結直圧給水方式に関する誓約書		2部
願書（特例直結直圧給水方式）		2部
水道メーター出庫願		1部 <u>（40mm以上又は 20mm×3個以上の場合）</u>
維持管理責任者届		1部
簡易専用水道設置届（写）		1部
簡易専用水道届出事項変更届（写）		1部
貯水槽水質試験成績書（写）		1部
水道管工事依頼書		1部
給水装置工事申請取消届		1部
給水装置廃止届		1部

※貯水槽水質試験は、受水槽及び受水槽以下装置の末端水栓で採水すること。

4.1.2 給水装置工事申 請書等の審査

管理者は、給水装置工事申請書等の提出があった場合は、この施行基準に基づいて、設計及びその他項目について、必要な書類審査を行う。

なお、管理者は、必要に応じて水理計算書及び関係書類の提出を求めることができる。

5 竣工検査

5.1 竣工図面の作成

竣工図面の作成は、下記のとおりとする。

- 1 竣工図面は、見取図、平面図、立面図（系統図）とし、管理者が必要と認める場合は、詳細図を作成すること。
- 2 竣工図面の作成部数は、1部とする。
- 3 止水栓（仕切弁）、引込給水管並びにメーター装置のオフセットを正確に記入すること。

5.2 竣工検査の受付

- 1 竣工検査は、工事関係者及び申請者等と調整した後、芦屋市指定給水装置工事事業者登録の給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）が3日前までに窓口または電話で申込むこと。
- 2 申込み時に、給水装置工事検査確認書兼竣工検査願および竣工図面を提出すること。電話申込みの場合は、検査前日までに提出すること。
- 3 竣工検査日時を変更又は取消す場合は、竣工検査前日までに主任技術者が連絡すること。

5.3 竣工検査

- 1 主任技術者は、給水装置工事の竣工図面を作成し、給水装置工事検査確認書兼竣工検査願を管理者に提出すること。
- 2 主任技術者は、給水装置工事検査確認書兼竣工検査願の内容確認及び1.75MPa（17.9kgf/cm²）の耐圧検査（1分間保持）を行うこと。ヘッダー工法については、1.00MPa（10.2kgf/cm²）の耐圧検査（1分間保持）とする。
ただし、新築建物でポリエチレン管等の管を使用している場合又は既存建物で既設管がある場合は、管理者と水圧検査等について協議すること。

5.4 竣工検査の要領

竣工検査は、下記の要領に基づき、管理者が行う。

- 1 主任技術者が実施する耐圧検査を確認する。
- 2 竣工図面と現地の給水装置を照合する。
- 3 上記1及び2の後、竣工検査時に現地の給水装置末端から採水し、残留塩素濃度を確認する。
- 4 竣工検査合格後、管理者は門戸に標識（水栓番号）を取り付ける。